

チャプター制度創設の背景・趣旨

近年、少子高齢化による人口減少、共働き家庭の増加やテレワークなど働き方の多様化、医療的ケアを必要とするお子さんの増加や外国由来の子育て家庭の増加、AIやICTを活用した保育・子育て支援、そしてコロナの影響など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化しています。

このように子育てニーズやスタイルが複雑化、多様化していく中で、保育園はこれまでの保育園としての機能だけでなく、地域の子どもたち全員に対して関わっていく包括的な子育て支援施設としての機能、役割を拡充し、柔軟に変化させていく必要があると考えます。

全国小規模保育協議会は、今まで以上に全国の会員がつながり、実践事例やノウハウを共有しあい、保育にまつわる制度や新しい時代の保育のあり方についての議論を小規模保育事業者に閉じずに活発化させていくため、チャプター制度を創設いたしました。

○チャプターとは（2021年4月から開始）

- 「地域チャプター」「テーマチャプター」を導入することにより、会員同士の緩やかな結びつきを促進する。
- コアになるテーマや目的ごとに、自発的に会員が「チャプター」を始動し活動する。
- 現在の支部・連絡会は、より越境的な動きが可能となるよう「地域チャプター」に移行する
- 「地域チャプター」は、市区町村、都道府県、都道府県を超える単位で活動可能。
- 名称は全て「全国小規模保育協議会 ○○チャプター」に統一する。
- 各チャプターは別途定める「チャプター規約」に則り、運営するものとする。

○チャプターの活動資金の考え方について

- 年間予算として、支部に属する会員数の会費の半額を分配する現行制度を見直し、今後は「地域チャプター」の年間計画及びガイドラインに基づき、その費用を助成する。
- 現行制度の支部事務局の予算管理の負担を軽減する。

○チャプターは更新制（年1回）とする

- 開始時及び更新時の目安として、チャプターとしての活動回数や最低人数などの基準を定める。
- チャプターは全国小規模保育協議会の構成メンバーによる主体的な活動組織として、ロビイングや学会への報告など対外的にも使用可能

以上